

令和元年10月23日

静岡県知事 川勝 平太 様

東京都千代田区内幸町 2-2-2  
富国生命ビルヤンセン外国法事務弁護士事務所内  
Zeini Capital 合同会社  
代表者代表取締役 福岡 武彦



(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書  
についての意見の概要の送付

静岡県環境影響評価条例第13条の規定に基づき、(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要を、下記のとおり送付します。

記

- (1) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (2) 当該意見書の写し

以上



(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書  
公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について

(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書に係る公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について、以下のとおりご報告します。

1. 公告・縦覧について

- (1) 公 告 令和元年9月6日
- (2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで
- (3) 縦覧場所 ①静岡県くらし・環境部環境局生活環境課  
②河津町役場町民生活課

2. 説明会の開催について

- (1) 開催日時 令和元年10月4日 午後7時30分から午後9時
- (2) 開催場所 河津逆川区公民館
- (3) 参加者数 約60人

3. 意見書について

- (1) 提出期間 令和元年10月8日から令和元年10月22日
- (2) 提出方法 縦覧場所の意見書箱へ当館または郵送
- (3) 提出先 Zeini Capital 合同会社
- (4) 提出数 22通

| 意見書<br>番号 | 意見内容   |
|-----------|--|
| 1         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土・盛土の造成工事の土量が不明。その根拠となる調査算出をして環境調査すべきではないか。</li> <li>・下田市の影響範囲（河川、海）が抜けているため、調査エリアの見直しと実施が必要である。</li> <li>・平成3年、峰山トンネル付近で国道が決壊したことがあり、対象地にある稲梓川支流の5つ沢・川について水量調査(年間)が必要である。</li> <li>・パネルを設置すれば水質、地盤への影響は大きいと思われる。特に水量の影響は大きく、沈砂池等での対応は難しいのではないか。</li> <li>・盛土を実施する場合、どのような擁壁工事で対応するのか。ブルーシートで覆うなどは論外と思う。濁水に対する影響調査は重要なので、沈砂池の一言で片づけないでほしい。切土が35mもあれば盛土も大量になり影響は計り知れない。</li> </ul> |
| 2         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化で大きな災害が発生している昨今、化石エネルギー以外で電力を創出することは重要である。太陽光発電はその手段の一つでありどんどん進めるべき案件だと考えます。但し、長期的(10、20、30年)な目線で事業を進めるべきだと思います。</li> </ul>   |
| 3         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は大規模な森林伐採を伴うため、伐採や抜根、切土・盛土による土砂の流出は避けられず、景観にも配慮がなく、多くの町民・市民の生活環境に重大な影響を与える計画で大反対です。しっかりとした評価をしてください。</li> <li>・町が条例を作ってくれて大規模開発が抑制できたと思っていましたが、本事業は住民の意向を全く無視した計画です。計画地の急斜面の森林を伐採し、切り盛りすればどうなるか明らかです。伐採、抜根、造成することで計画地や周囲の自然環境、住環境にどのような影響があるか評価すること。</li> <li>・稲梓川に流れ込む沢があり、稲梓川やその支流は過去の災害で壊滅</li> </ul>  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>的な被害を受けています。森林伐採で保水力がなくなることで、一気に流れ出ることによって現在の沢や稲梓川の氾濫が危惧されます。農業用水として利用している農家、住民に影響がないか氾濫の危険度を踏まえて評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂や汚濁水は稲梓川から稲生沢川に合流し、下田港に流入するため、下田市民、稲生沢側の内水面漁業組合、伊豆漁協組合員に対して説明会の実施を求める。また、濁水、土砂流出による漁業、漁場に与える影響について評価すること。</li> <li>・下田港への土砂の堆積により、船舶が着岸できなくなることが危惧されるため評価すること。</li> <li>・下流域の稲生沢川の表流水を下田市民の飲料水として利用している。汚濁水の流出による水道水の取水に影響ないか心配される。飲料水供給の影響について評価すること。</li> <li>・計画地から流れ出る汚濁水はどこに流れ出るのか、河津川に合流する支流の鍛冶屋沢川、谷津川、河津川にどのような影響があるか評価すること。</li> <li>・本計画は景観について全く検討されていないため、景観について評価すること。</li> <li>・台風19号の被災状況を見ても風雨が想定を超えている。千年単位の確率で評価すること。</li> </ul> |
| 4 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下田市の上流の水源、稲梓川への水質、水量の影響にどのような影響があるのか（工事中及びパネル設置後の管理について）</li> <li>2. 鳥類、オオタカ、ハチクマ等の生息環境（絶滅危惧種）</li> <li>3. 植物、エビネ類</li> <li>4. 1. 哺乳類 シカ、イノシシ、サル等の被害（食害）の影響について</li> <li>4. 2. カエル等の両生類、昆虫類、爬虫類</li> <li>5. 林地を50haも開発することによる自然環境への影響について<br/>光の反射、温度の上昇、雨水、土石流の危険、水がれなどによる生活環境への影響について</li> </ol>  |

|   |  |
|---|--|
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地の下流は下田市の水道水源となっているため、建設時の表土の流出や建設後の大雨に対する検討が必要と思います。</li> </ul>  |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆は経済的に苦しいため、事業実施はありがたい。景観と将来の廃棄の問題についてクリアできれば歓迎以外ない。</li> </ul>  |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業地は、標高 459.4mの2等三角点から北に延びる主尾根に計画されており尾根の両側は急こう配の法面となっているところ、40haのソーラーパネル設置面積を確保するためには、尾根を削り谷を埋める等の大規模な掘削や高盛土が想定される。地区役員等に対する説明会においては、35m程度の掘削を検討している旨の説明があった。よって大規模な土地改変を想定した環境影響評価を行うことを求める。</li> <li>環境影響評価の目的は、周辺への影響を予測して対策を講ずるために行うものであると考えるが、対象事業地の環境に重点をおいているので、対象事業地の周囲の環境要素も調査し、環境影響評価を実施する必要があると考える。</li> <li>対象事業地においては、土砂災害の危険性が非常に高いと考えられるため、緊急に整備をする必要があるとしているが、何をもって対象事業地の危険性が高いと知っているのか不明である。伊豆半島南部の山はシカの食害等により、どこも同様に荒廃が進んでいる。対象事業地においては荒廃による土砂災害の危険性よりも、工事中や完成後の法面の崩壊、裸地からの土砂流出等の危険度が高くなるため、早急に工事を実施せず、四季を通じた調査を行ったうえで環境影響評価を実施し、計画することを求める。</li> <li>尾根地形の対象地において掘削盛土を行うということは、工事中の降雨時には尾根の3方のすべての沢より汚濁水が流出し、二級河川稲生沢川をへて下田湾に流入し、下田港外に拡散することが懸念される。したかつて、下田港外の海について四季を通じた調査を行い、環境影響評価を行うことを求める。</li> <li>対象事業地周囲には、高齢化等で放置されたわさび沢や飲料水とし</li> </ul> |

て利用していた湧水等が点在し、現在では雑水や農業用水等として利用しているものもある。方法書には流域の異なる箇所への湧水については記載されているが、一番影響があるものについて記載がない。周辺を踏査し、出水期、渇水期を通じた調査を行ったうえで環境影響評価を実施し、対策を講ずることを求める。

- 工事中の汚濁水については、太陽光発電所建設時に一番懸念される項目である。降雨時の汚濁水は粒度が細かいため、広域に流出し、周辺への影響が大きい。方法書では対象としない旨の記載があるがなぜか。しっかりと環境影響評価を行い対策を講ずることを求める。
- 気象事象については、稲取地域気象観測所(アメダス)のデータを使用しているが、稲取地域気象観測所は山の中腹、海面上の高さ 130 mの地点にあり、(方法書の付図は位置が異なる)西の風は弱く観測される地点で、降雨も山間地に比べて少ない傾向にある。事業対象地は、周囲に谷を有する独立峰であり、標高も伊豆南部地域ではトップクラスであることから、四方から吹く風の影響を受けやすい箇所であるため、現地で気象事象については現地で一年間の観測をし、周囲にある地域気象観測所(石廊崎、松崎、稲取)との相関を分析した上で環境影響評価を実施し、対策を講ずることを求める。雨量について静岡県土木総合防災情報の観測所(湯ヶ野、大鍋、婆娑羅、椎原等)のデータも分析する必要がある。
- 風の影響について、尾根を大きく掘削する計画が想定されるため、今まで風の影響をうけにくい箇所であったところに風があたるようになる。樹木は成長の過程で受ける風については、一定の耐性があるが、新たに受ける風については、樹木等の被害が発生しやすくなると思う。今年の台風 15 号、19 号では倒木被害も発生している。したがって、谷を挟んだ反対側の斜面を含め対象地周辺の風を予測し対策を講ずることを求める。
- 景観について、景観の影響は、森林伐採よりも地形の改変の方が景観への影響が大きいため、切土を踏まえた評価を行う必要がある。また、選定されている箇所よりも、逆川地区集落各地、一般国道 414 号ループ橋付近や、東伊豆町稲取細野高原の三筋山山頂展望台、アニマルキングダム観覧車、稲取ホテル街、天子平別荘地、上佐ヶ野

地区集落などの事業地への眺望がきく地点が多数あるので、フィールドワークをしっかりと行い選定する必要がある。

・対象事業地周辺への影響が懸念されるので、環境影響評価の評価項目の選定について以下の項目の追加を求める。

①水質汚濁について地形改変による影響(適切な処理をすることで影響ないとしているが、適切な処理か否かは影響評価をしなければ分からない)

②土地の安定性についての掘削、工作物の存在、排水処理による影響(各々大規模盛土、切土法面の安定について影響が大きい)

③地下水位についての排水処理の影響(排水処理の手法によって地下水の減少が懸念される)

④動物・植物・生態系についての騒音・振動、排水処理の影響(影響が極めて小さいとか適切に処理するから対象にしないとしているが、その判断は環境影響評価を行って初めて分かるものである)

・環境影響評価の項目として、選定しなかった項目のうち、次の項目は評価に加える必要がある。

①局地風は大規模な土地改変で発生するおそれがある。

②水環境の底質については、工事に伴い発生する汚泥の流出等により下流域の底質に与える影響が懸念される。

③大規模な土地の改変が下流の河川に与える影響は大きい。調整池の設置位置、規模も示されていない本方法書で影響がないといえない。

④海況については、汚濁水が流出した場合の影響が極めて大きい。

・動植物については、平成 26 年提出のものが記載されているが調査範囲等が不明確である。対象事業地だけでなく周囲を調査し、環境影響評価を実施し、対策を講ずることを求める。

・対象事業地は下田市と河津町の境界に位置し、流域は下田市で海にそそぐ二級河川稲生沢側あるにも関わらず、下田市についての検討がないのはなぜか。

・水源とする湧水等について、二級河川稲生沢川の伏流水を使用している下田市落合浄水場水源の記載がないのはなぜか。

- 118 ページの公共用水域測定地点の図において、図の範囲内なのに 116 ページの表にある落合浄水場を記載していない理由はなにか。
- 今回の(仮称)静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書はあまりにも初歩的な間違いが多い。各種データ部分も正しいか否か判断できない。事業主で再度検討し、再縦覧することを求める。以下、気がついた初歩的な部分を列記する。
- 縦覧は「(仮称)静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書」であったが、条例で定められた説明会では「河津逆川太陽光発電所環境影響評価方法書」となっていた。
- 15 ページの図 3.2.1 における稲取地域観測所の位置が違う。
- 21 ページの図 3.2.5 の凡例で「指定区域外」は国土交通大臣が管理する区間である。
- 38 ページの表 3.2.10 に 79 ページの表にある杉鉾別命神社の大クス、河津桜の原木の記載がない。
- 44 ページの表 3.2.13 に 79 ページの表にある杉鉾別命神社の大クス、ナチシダ自生北限地、河津桜の原木の記載がない。
- 57 ページの図 3.2.16 において、宗太郎杉並木と河津七滝の位置が違う。
- 70 ページの表 3.3.13 において、下田市立下田小学校、下田市立稲生沢小学校、下田市立朝日小学校が記載されていない。
- 70 ページの表 3.3.13 において、下田市立稲木沢中学校とは何か。また、下田市立下田中学校が 2 つある。
- 71 ページの図 3.3.7 は 70 ページの表 3.3.13 の施設を図示したものであると思うが、施設名に附した番号が違う。
- 71 ページの図 3.3.7 において、河津町立東小学校が東伊豆町稲取にある。また、下田市の学校、給食センターの位置が違う。
- 72 ページの表 3.3.14 において、下田メディカルクリニックとは何か。下田メディカルセンターではないのか。また、いなあずき診療所とは何か。
- 72 ページの図 3.3.8 において、サンシニア河津の位置が違う。
- 73 ページの図 3.3.8 において、下田市内の医療機関がひとつも図示されていないのはなぜか。
- 75 ページの表 2.3.17 において、下田市水道の水源が記載されていない。

|   |  |
|---|--|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・76 ページの図 3.3.9 において、下田市の水源が1つも図示されていない。</li> <li>・116 ページの表 3.4.7 において「稲生沢川伸下田橋」はどこかの橋か不明。</li> <li>・118 ページの図 3.4.7 において、稲生沢川落合浄水場が図示されていない。</li> <li>・119 ページの表 3.1.32 の下田漁港とはどこか。伊豆半島には下田漁港は存在しない。</li> </ul>   |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に挙げるような項目を含めた入念な事前協や包括的な事前概要書の策定提出及びガラス張り様な情報共有、開示、公示等につとめ地域住民が誘致を促進させたいと思えるような案でのプロジェクト開発、管理が実現できれば比類のないこれからの日本全体地域のモデルケースとなり得る事業だと感じます。</li> <li>・地域の立地特性を考慮した適切な当該太陽光事業が通年にわたり地域住民が真に安心できる様、行政との連携を確立するなど。防災の観点から鑑み優先的な専用回線を持って太陽光発電施設に近い重要官公庁施設への有事の電力供給の用意などを含めそれに限定せず、弛まぬ考案努力、試みによって近隣コミュニティへの貢献を確立するなど。</li> </ul>                              |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設を設置すると、山林から裸地となり降雨の流出係数が1.5倍程度に上がり、下流への流出量が増加する。このことで、下流谷間の沢の浸食が促進され、土砂の流出が促進されることにより、施設下流側の山間法面の現状植物の保全が困難になることを危惧します。</li> <li>・その流末河川となる普通河川稲梓川、二級河川稲生沢川への豪雨時の泥水の流出量の増加は、流末河川の河床に堆積し、在来生物の鮎やウグイ、モクズカニなどの生態に大きく影響し、下田市の水源地となっている下田市落合浄水場の水質悪化も懸念されます。さらに、施設建設地から流末下田港まで距離が短く、海への影響もあると考えます。</li> <li>・これら懸念される項目について方法書には表記されていない項目で</li> </ul> |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>あっても、海まで影響調査範囲を行い、現在の環境を保全できる対策を講じて、施設設置後も定時調査を継続的に行い、異常時には緊急対策を行うこと。</p>   |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>• 1. 安全整備について</p> <p>「対象事業実施区域における土砂災害等の自然災害の危険性は非常に高いと考えられ、緊急の対策が要請されます」とあるが、対象事業を通じて安全が図れる根拠を示して頂きたい。かえって対象事業により、自然災害の危険性が高まる可能性が高くなることを危惧する。また、緊急性を求めているのは、事業主の利害ではないか。そうでなければ、事業をするしないに関わらず、自然災害の危険性に対して地権者として緊急に対処して頂きたい。緊急性を求めるあまり環境アセスメントをないがしろにするのは許されない。</p> <p>「工事期間中は、工事現場において24時間体制の監視・管理を実施することにより緊急時に備える体制で鑑み、工事完了後についても、引き続き監視体制を保持する。」とあります。対象事業完了まで、事業対象地において、24時間体制で監視・管理で緊急時に備える体制を実施して頂けるとの認識をしている。</p> </li> <li> <p>• 2. 自然環境の保護</p> <p>「事業実施を通じて対象事業地内への鹿等の動物及び盗採者の侵入を防止することで希少植物を保護することが可能です。」とありますが、現在区民は鹿、猪の食害に大変区労をしております。対象事業区域から鹿、猪が排除されると更なる食害が拡大されると危惧しておりますので、再度対策の提案をお願い致します。</p> </li> <li> <p>• 2.8 環境保全計画</p> <p>(3)水質(12 ページ)、「降水時等にはブルーシートを活用する」とあるが、大雨時に沢、河川への増水が危惧される。</p> <p>(7)その他(13 ページ)、「残置森林の確保と樹林伐採を最小限に抑え、造成森林を設ける」とあるが、用地確保はできるのか。</p> </li> <li> <p>• 3.2.5 自然災害</p> <p>台風、豪雨時の対象事業地の時間雨量のデータがないため、調整池等の確保及び容量の計算ができていないか心配である。最近の雨量は想定外のものが多いのでしっかりとした対策をお願いしたい。(表 3.2.16(4)台風、表 3.2.6(5)豪雨(55 ページ))</p> </li> </ul> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水環境(水質)、表 4.8.1 環境影響評価項目の選定(167 ページ)<br/>逆川区民は町営水道の他に、山からの水を使用している人が多くいるため、定期的に水質監査をお願いしたい。<br/>現在のところ施設の撤去について想定していないため、環境要因のうち「供用終了後の影響」は選定していない。とありますが、供用終了は決まっているので、選定して頂きたい。</li> <li>• 表 4.9.8、表 4.9.10 環境影響評価項目の選定理由(171、172 ページ)<br/>地形改変、樹木伐採後の状態について、「影響は軽微である、要因はない、と考えられる」旨の記載があるが、根拠を示して頂きたい。</li> <li>• 4.9.16 選定しなかった項目(表 4.9.31 環境影響評価の項目として選定しなかった理由(183 ページ))<br/>説明会でも意見がありましたが、河川、海況について、環境影響評価の項目に選定して頂きたい。現在、近隣の太陽光発電事業で濁水、増水等の影響があり、下流河川、海域に多大な影響があるのは必然である。</li> <li>• 190 ページ最下段序文に「今回の調査は災害防止、自然環境保護の観点から、緊急の対応が必要であるため、四季に渡る調査は実施しないものとする。」とあるが、対象事業は土砂災害、自然災害等の危険性があると思われるので調査はしっかりと実施して頂きたい。</li> </ul> |
| 1 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 方法書の位置づけに関する疑問<br/>この方法書は「静岡県太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン」(以下県ガイドラインと標記)に記載されている事業概要書とどのような関係にあるのか。<br/>県ガイドラインで明記されている「静岡県自然環境保全条例」に基づく評価書作成作業のためのものと理解してよいか。</li> <li>• 2 環境影響評価の項目として選定しなかった理由に関する疑問(第 4 章表 4.9.31)<br/>環境要素区分「地形及び地質—河川」の評価除外理由が理解できな</li> </ul>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>い。</p> <p>まず、過去の事例として三筋山の風力発電所及び天子平の太陽光発電所建設の結果、見高の田尻川で急増水の起きる回数が増えたと聞いている。</p> <p>「対象事業実施区域内に調整池を設け、大雨の際も下流河川に影響がないよう配慮する」とあるが、ここで想定している確率降水量が不明である。</p> <p>気象庁のホームページによると、稲取の観測点での30年確率降水量(24時間降水量)を347mmと想定している。40haの土地に降るこの雨量を一切下流に放流せずに持ちこたえるためには約14万立米の調整池が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 上記に限らず、風水害による事故の可能性、およびその影響が評価されないのは不自然である。</li> </ul> <p>今年の台風15号で報道された水上太陽光発電所の火災に限らず、経済産業省のホームページに公開されている「今夏の太陽電池発電設備の事故の特徴について第14回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG資料1(平成30年11月26日産業保安グループ電力安全課)」によると昨年の太陽光発電所の事故では台風時のパネルの飛散・損壊が多いとされている。</p> <p>今年の台風19号は最大風速40m/sで伊豆半島上陸となっており、設計にあたってはもちろんこれ以上の風力に耐えうる設計となると思うが如何。今年の台風15号では千葉県の高圧鉄塔が折れ曲がった報道があった。</p> <p>パネルの飛散・損壊時にはパネルに含まれる有害物質(鉛、カドミウム、セレン等)も流出を免れないためこれに対する評価も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町行政において本件に関して以下の事項をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な情報開示</li> <li>・ 今後の進み方についての町内周知</li> <li>・ 広い範囲からの意見募集</li> <li>・ 下田市との連携</li> <li>・ 事業者の素性についての調査・公開</li> </ul> </li> </ul> |
| 1 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大な土地の森林伐採は近年の集中豪雨など気象状況が確実に変化している中で大変危険を感じます。山の保水力が弱まりがけ崩れが</li> </ul>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>起き設置機材からの有害物質が川に流れ込む心配など説明して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの発電は100年、200年と続けていけるのでしょうか。パネルの寿命後も責任を持ってやってくれるのか疑問です。</li> <li>・下田市の意見提出期間が短いためもう一度縦覧期間を設けて意見書を書かせて下さい。</li> </ul>   |
| 1 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回太陽光発電を設置する場所は下田市の水源の一部になっている稲梓川が流れていて水質が悪化する恐れがあるので環境保全の見地から反対します。</li> <li>・下田市の意見提出期間が短いためもう一度縦覧期間を設けて意見書を書かせて下さい。</li> </ul>   |
| 1 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・私は下田市民ですが何の説明もされていません。よくわからないので納得いくまで説明していただきたい。大規模な森林伐採による影響、下田の水道水に影響はないのか。</li> </ul>  |
| 1 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水は下田市の流域の稲生沢に流れ河川のにごり、土砂の堆積の対策を明確に説明して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)土砂の堆積の調査</li> <li>(2)森林伐採による山林保水量（変化）の推移</li> <li>(3)下田市飲料水採水地の温度変化の数値化</li> <li>(4)河川の汚濁の毎月の記録の保管期間</li> <li>(5)設置と経営会社及び管理会社の永続性の保証</li> </ul> </li> </ul>  |
| 1 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山を削った場合、降った雨はどのような流れ方をするのか。土砂が川に流れないように然るべき対策を十分とってもらいたい。</li> <li>・稲梓川から稲生沢川に流れるので、土砂が流れた場合にどのように下流に流れるのかシミュレーションして山を削ってほしい。パネル劣化による有害物質が出た場合の川の汚れ範囲、周辺や川の動植物・地域住民への影響も調べること。</li> <li>・土砂が堆積した場合、下田港までの範囲で事業者にて除去して欲しい。毎月の平均雨量などから堆積量を予測すること。</li> <li>・下田市民への説明不足。縦覧開始から意見書提出締め切りまでが短</li> </ul> |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>い。稲生沢川は下田の水道水源であるため、下田市民への説明会と意見提出を法にのっとしてやるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、県や町の条例に違反してする開発はどうか。また、飲料水汚染があった場合の訴訟も考えているのか。</li> <li>・北側斜面でちゃんと発電するのか。運営を考えて事業を計画しているか。</li> <li>・撤去するまで持ち主が誰か分からず放置される可能性をゼロにして欲しい。</li> <li>・下田市内には、南伊豆、東伊豆、松崎などからも通勤する人がいる。稲生沢川が汚される可能性がないと言い切れないのであれば、そこに住まう人にも説明は必要。</li> <li>・送電線につなぐ施設のための工事があればその土地や工事方法も計画せよ。</li> <li>・パネル反射により野生動物が住める範囲が少なくなるため、どの範囲で反射して、そこにどれだけの野生動物が生息していて、逃げ出した場合に里を荒らす可能性も調べよ。</li> <li>・稲生沢川のあゆなど、下田港までの生物への影響</li> <li>・ソーラー発電所では、1回の雨で土砂受けが埋まってしまうこともある。また、巨大化した大きな台風の多大な雨量に対応できるものが作られると思えない。厳しい気象状況にどう対応していくかも、例えば箱根のように1,000mmの雨も考えてほしい。</li> <li>・台風19号(2019年)クラスの風のような状況において、施設が飛ばされない対策を、供用中及び工事中を含めて考えて欲しい。</li> </ul> |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社の計画する（仮称）静岡県賀茂郡太陽光発電事業については、「河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を全く無視した事業計画であり、河津町の美しい自然環境および住民の生活環境を多大に損ねることから、同計画への反対意</li> </ul>  |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>見を申しあげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象事業実施区域が直接関連あるのは稲梓川である」と記しているにも関わらず、稲梓川が環境が変化することによって直接の影響を受ける下田市において、方法書の縦覧期間が1か月を満たさなかったことや、住民説明会が開催されなかったことは全くの遺憾であります。下田市は河津町に隣接する伊豆半島南部に位置し、昭和36年の伊豆急行線の開通により首都圏からの観光地として大きく発展してきました。山や川、海などといった豊かな自然と、温泉や旬な食材等が人々を魅了し、各方面で周辺自治体と連携しながら、伊豆半島南部における中心都市として賑わいをみせております。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周辺の概況において「海域：対象事業実施区域は直接海域とは接していないが、河津浜海岸から3.5km、稲生沢川河口域から11.5km上流に位置する。また、対象事業実施区域に隣接する稲梓川や稲生沢川に合流して下田港をへて相模灘へと至る。」としているにも関わらず、海水の魚や貝や海藻類の状況について触れていない点で意見を申し上げる次第であります。このことは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法において、海水の魚や貝や海藻類について触れていない点で同じ事が言えます。</li> <li>・よって、上記内容を含めた方法書等の再作成と環境影響評価手続に基づき下田市での1か月の期間を設けた方法書の縦覧、住民説明会の開催、縦覧後2週間の期間を設けた意見書の受付を求めます。</li> </ul> |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メガソーラー事業については、自然環境保護、地元利益を配慮しない事業者優先の利益構造の事業及び自然災害における危機管理の観点から、厳しい規制が必要と考えます。</li> <li>・まず、自然環境保護の観点では、伊豆は観光業が盛んな地域であり、世界ジオパークにも指定されています。メガソーラーによる森林伐採や降雨時の泥土や流木は、地元に対して、納得のいく説明ができるのでしょうか。稲生沢川には落合浄水場があり、水質への悪影響が懸念されます。また、泥土が流れれば、稲生沢川には、赤土が流れ下田港は、赤く染まります。そんな赤く染まった港でとれる干物を観光客は、好んで買うのでしょうか。そして流れ出る流木やごみは下田市柿崎地区に多く溜まります。それらのゴミを清掃している</li> </ul>  |

のは、漁業組合の方々や地元の市民です。

- ・次に事業者優先の利益構造の事業についてですが、そもそも環境省が推進するCO2温暖化対策は、プロパガンダによるメディアを使った洗脳です。先日の国連（反日主義者のプロパガンダ多数の組織）での16才の少女のスピーチが良い例です。

CO2削減効果があると言われている太陽光発電は、夜間は発電できず、曇りの日も発電量がおちる非効率な発電です。そんな非効率な発電を経産省の買取価格制度に則った事業者優先の利益構造の事業に疑問があります。

そんなメガソーラーの事業主は、本事業について地元（河津町、下田市）にどのくらい利益が見込めるのか、事業主自体の利益はどれくらいなのか、地元へのマイナスの影響（赤土による観光産業や稲生沢川のゴミ）と地元へのプラスの影響を評価し、観光協会や商工会議所、漁業協同組合に対し資料を提出し丁寧な説明をお願いします。

- ・最後に自然災害における危機管理からの観点からの意見です。1991年の集中豪雨では、メガソーラー建設予定地のすぐ近くの下田市落合地区で土砂崩れが発生しています。また、先日の令和元年台風19号では、気象庁が24時間で800mmの雨量予測と最大瞬間風速60m/sの予想が出されていました。幸いにして、伊豆地方は、台風被害が軽傷ですみましたが、今後、19号と同じような大型台風が来襲し、予測どおりの雨量と暴風が伊豆地方に来るかもしれません。
- ・メガソーラーの建設を進めた場合、稲生沢川の下流や下田港への土砂災害の被害予測が必要と考えます。また、建設予定地は、静岡県土石流危険渓流等の区域であり、メガソーラー建設による災害を防止するためには防砂シートの敷設や新たな砂防ダムの建設がどの程度必要なのか、検討し総合的に判断する必要があります。集中豪雨がおそった場合、メガソーラーが建設されたことで、ライフラインである落合浄水場や下流の家屋へ被害が出るのが予想されます。
- ・また、近隣の伊東市では、先日の台風19号において、強風によるソーラーパネルの破損被害も発生しています。メガソーラー建設にあたり、静岡県及び河津町は、上記の意見を踏まえて、厳しい規制を設けることを検討するとともに、事業主は、地元に対しての説明を

|    |   |
|----|---|
|    | <p>お願いいたします。</p>  |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下田湾は防波堤で囲われているために川から流れ出た土砂はそのまま堆積して外へ出ていくことはできません。ただでさえ下田湾は干潮時には動かさない船があるほど浅くなっている、海の漁業者において問題が起こっています。</li> </ul> <p>本事業の流出土砂は稲梓川から下田湾に到達することは自明の理です。樹木伐採と整地工事に伴う稲梓川への土砂の流出を徹底的に食い止めてください。それには整地工事、太陽光パネル設置工事の前に、一番最初に治水工事と砂防堰堤工事を行うことを約束して下さい。それでも流出する分については毎年の流出量を予測計算し公表し、それを浚渫する費用を毎年漁業組合か港管理主体に支払うことを約束して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿や猪が増えすぎて有害鳥獣と化し、地域の生活と農業を脅かしています。本事業によって生息エリアを追い出された個体は人里に下りてくるため、被害拡大は確実です。ですから事業エリアに生息する個体数を計算し公表し、その分を確実に捕獲し、生息密度を上げないようにすることを約束して下さい。そして捕獲した個体数を証拠写真付きで公表して下さい。</li> <li>・ 事業終了後の撤去を保証するために、撤去費用分を当該自治体に預け入れて下さい。</li> </ul> |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴社の方法書の冒頭には「対象事業が提供できる安全設備・自然保護等及びその緊急性について」では「ナツエビネ・クマガイソウなどの絶滅危惧種があり」それが「盗採や鹿の食害によって危機的な状況」「一刻も早く保全措置を行う自然保護」が「環境影響評価制度の主たる目的」と記載されている。はたしてこれが、「環境影響評価制度の主たる目的」なのか、貴社の方法書の方向性に冒頭から違和感を覚えるものである。</li> </ul> <p>環境省の「環境アセスメント制度のあらまし」では、「事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要」、環境影響評価法は「環境アセスメントを行うことは重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとっても重要であるとの考えのもとに作られています」と記述されている。つまり、貴社の開発によって置き得るかもしれない「重大な環境影響を未然に防止」することが「目的」とされている</p>   |

るのである。

昨年、静岡県環境影響評価条例施行規則の一部改正が行われ、その目的には「森林伐採を伴う太陽光発電所の建設事業により、本県の豊かな自然環境や生活環境、美しい景観が損なわれないよう、当該事業に係る環境影響評価の適用範囲を拡大する改正を行いました」（静岡県 HP より条例改正趣旨）とされている。

また、環境省による調査では、太陽光発電事業に伴う紛争又は環境影響の事例について、「土砂災害」、「景観」、「水質、水象の変化に伴う水源への影響」、「濁水の流入による漁業・農業・水道水への影響」などの問題が発生していることが明かにされている。

確かに貴社の「評価方法書」で「主たる目的」とされている「絶滅危惧種への対策」等は重要な問題には違いないが、同じく「評価方法書」の中では平成3年9月の土砂災害で対象地域に大きな被害が生じたこと、区域内の砂防ダムが既に堆砂で機能していないものがあることが記載されている通り、高低差が150mにも及ぶ急傾斜地の森林を42ヘクタールも皆伐し、太陽光パネルを設置することは、自然環境の変化のみならず以下に述べる災害の危険をはじめ住民の生活を脅かす恐れがある。

この事業に対する「評価」の「主たる目的」は、環境省が述べている「事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要」ということを主眼とすべきである。

この「評価方法書」が冒頭から有害鳥獣の問題や絶滅危惧種の保護の重要性を中心に述べ、そのために「対象事業には緊急性が認められるため、早急に環境影響評価手続を行う必要がある」と記述していることは、今回の環境影響評価を絶滅危惧種保護に「矮小化」し、着工を急ぐがためだけのものとも受け取れる。

再生可能エネルギー普及、地球温暖化防止を「錦の御旗」とした大規模開発は、前述の環境省の調査が明らかにしているように、伊東市八幡野のメガソーラー建設などをはじめ各地で住民の反発を招いている。「環境破壊を伴う再生可能エネルギー開発」は住民合意だけでなく、世論の支持も得られるものではない。

以下に述べる「環境影響評価」の各項についても、当初から「評価対象外」や「可能性が低い」などとせず、十分なる検討・評価を行い、事業の見直しを行うべきと考える。

## 1. 土砂災害に対する評価について

「評価方法書」の中においては、「山地には崩壊地形や旧地すべり地形も認められる」と記述され、平成3年の台風被害や砂防ダムの堆砂などが問題になっている区域であることを認めている。法的にもこの開発地域は砂防法の指定区域であり「治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる」所でもある。

「評価方法書」の中では、「環境に対する配慮」として工事において発生した土砂は区域内において盛土などで利用し外部には排出しない計画となっているが、その「配慮」への是非は別として、盛土を多用した造成において土砂災害などを誘発する例は過去に多い。また、「評価方法書」では地盤、「土地の安定性について」として「土地の安定性への影響がある場合が考えられる」としており、今回の開発によって豪雨の際の土石流を誘発し、災害時の指定緊急避難場所である逆川公民館が災害に巻き込まれる可能性も否定できない。今回の環境評価においては詳細な手法を用い土砂災害、特に土石流などの可能性への評価を行う必要がある。

## 2. 濁水に対する評価について

今回の開発地域の稲梓川が含まれる水系である稲生沢川水系は、集水面積 74.4km<sup>2</sup>、その中で約9割が山地でありその面積は約70km<sup>2</sup>となる。今回の森林の皆伐面積は0.42km<sup>2</sup>であり全体の森林面積の0.6%となる。

下流には下田市の水道の全量(浄水能力 29,000m<sup>3</sup>/日)を供給する落合浄水場があり、集水域の山地は事実上の「水源林」と言える。同浄水場は稲生沢川河口より約6km上流にあり、計画取水量は稲梓川の表流水 20,000m<sup>3</sup>/日及び伏流水 9,000m<sup>3</sup>/日となっている。

稲生沢川の延長が約15kmであることから、この浄水場の取水点を起点とし上流をみた場合には集水域の「水源林」面積は更に限られ、今回の計画における森林の皆伐面積は「水源林」全体の数パーセントとなる可能性がある。

落合浄水場の浄水方式は「凝集沈殿+急速ろ過方式」であり、濁水発生頻度の上昇により取水停止、そこまで至らなくても安定供給のための原水処理対策として沈殿設備などの強化や凝集剤の多用による浄水コスト上昇などが考えられる。

「評価方法書」の工事後の濁水に対する見解は「濁水が発生しないよう適正な処理をするため影響は軽微であると考えられる」となっているが、その根拠が明確とはなっていない。

開発区域内の土壌の性状はシルトや砂などが多く含まれており、降雨の際に従来は樹木の葉や枝に一時的に留まり一部は蒸発し、森林によって育まれた有機質を含む保水能力の優れた土壌に浸透することによって抑制されていた表土の流出(それは鹿の食害による現状とは別次元の問題である)は、森林を伐採することで表土のシルトや砂が一気に雨で稲梓川に流れ込むこととなり、濁水発生頻度は増加するものと思われる。

全面的に表土をコンクリートや樹脂で覆うなど(その是非は別として)の手法を行わなければ急傾斜地における土砂の流出を防止することは困難であり、下流に運ばれた土砂の河床への堆積による治水への影響、水生動植物への影響、稲生沢川の漁業、水田など農業用水への影響も評価のファクターとするべきである。

### 3. 景観ならびに光害に対する評価について

「評価方法書」の中には地図ソフトを用い、現況の景観図上における対象事業実施区域が示されていたが、意図的に視覚を広くすることによって太陽光発電システム設置予定地が小さく示されるようになっている。

人間の視覚はその対象物に対しては、まるでカメラのズームレンズや自動的にトリミングを行うかのように働くことは周知の事実であり、住民は日常的にこの景観図で示された視覚よりはるかに狭い視覚で太陽光パネルを見ることになる。

圧迫感や違和感はこの景観図以上に強いと思われる。人間の視覚に基づいた両角での景観図を併記すべきである。

また、「評価方法書」のビューポイントの数は少なく、居住区、観光地、登山・ハイキング道などの多くのビューポイントからの景観のシミュレーションが必要である。

各季節、時間における太陽の動く道筋をプロットしその光の反射方向から光害を予測することは難しいことではなく、これらを活用することにより環境影響評価を行い公表すべきである。

### 4. 希少動植物に対する評価について

希少動植物に対する評価については、平成 26 年 10 月に受理され

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>た「RDB 掲載種調査報告書」に基づき評価方法が作成されていると思われるが、この中で保全対象となるものはナツエビネ5株とクマガイソウ 40 株の移植のみであり、同じく UV 分類のオオタカ、ハチクマ、サシバは「確認例が少なく計画地及び近隣での繁殖の可能性は低く、保全措置は講じない」とされている。</p> <p>しかし、同じ報告書の中で「過去に分布記録のない RDB 掲載種の生育、生息を否定するものではない」とも記載されており、下田市の「下田市における環境と現状」の文書の中にもオオタカ、ハチクマ、サシバは市内に生息する RDB 掲載種とされている。</p> <p>これを短期間の調査に基づく「RDB 掲載種調査報告書」の結果のみにて今回の評価対象から除外することは粗雑であり、改めて今回の評価対象とすべきである。</p> <p>特に猛禽類については、工事中の騒音、稼働後のパネルの光害などに対する影響シミュレーションなどを行うべきである。</p> <p>その他、今回の計画区域は網・柵等で囲い鹿による希少植物に対する食害を防止する予定とされているが、そのことにより、その区域から排除された鹿やイノシシなどが他の森林等で新たに食害を発生させ、また住民の生活圏への出没頻度を増加させ農作物への被害を広げる可能性についても、希少動植物だけに留まらずその影響を評価すべきである。</p> |
| 2 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業地においては土砂災害の危険性が非常に高い。そして土砂が発生した場合、稲梓川→稲生沢川→下田港→相模灘と流れ込み、美しい海を観光資源としている下田市にとっては死活問題である。この様な大規模な樹林伐採は環境破壊であり、なんら河津町、下田市民の益にならないと考え、強く反対する。</li> </ul>   |
| 2 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>この方法書について下田市の稲梓川に影響があるとされていながらも、縦覧期間がとても短く意見を出すにも周知している人が少ないので、住民との話し合いや説明会で下田市にも情報公開をしてほしい、期間延長を要望します。</li> <li>河津町条例において、かね合いをとっているが、12ヘクタール以上の事業は同意しないことについてどうするのか教えて下さい。</li> <li>小さい頃から稲梓に住んでいましたが、稲梓川には大切な動植物の生存場所があり重大な影響があると思われます。山には天然記念物であるヤマネが住んでいます。そのような生き物に対して十分な対</li> </ul>   |

応、保護はできるのでしょうか。必ず調査をしていただきたいと思っています。

- ・大型台風による設置パネルの事故が相次いでいます。また土砂流出についても十分な配慮が必要と思われます。川から海へどのような影響が出るかについてもきちんと調べてから、事業についても一度本当に必要なものか考えて頂きたいと思っています。